

○大阪経済法科大学課外活動奨励奨学金 規程

（1996年2月26日）
（制 定）

改正 1999年1月18日 2016年3月28日

（名称）

第1条 本学に大阪経済法科大学課外活動奨励奨学金（以下「奨学金」という。）を設ける。

（目的）

第2条 この奨学金は、本学の学生で、スポーツ活動又は文化活動において顕著な活躍が認められる者に対し、奨学金の援助を行うことにより、課外活動の発展に資することを目的とする。

（種類）

第3条 この奨学金は、入学時採用奨学金、在学時採用奨学金の2種類とする。

（資格）

第4条 奨学金を受けることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 入学時採用奨学金を受けることのできる者は、本学のスポーツ推薦試験又は文化推薦試験に合格し入学手続を行う者で、高校在学時にスポーツ活動又は文化活動において顕著な活躍が認められる者とする。
- (2) 在学時採用奨学金を受けることのできる者は、2年生以上の者で、本学入学後にスポーツ活動又は文化活動において顕著な活躍が認められる者とする。

（金額及び期間）

第5条 奨学金の金額及び期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 入学時採用奨学金は、入学金の全額又は初年度納付金（委託徴収金を除く。）の全額を減免するものとし、期間は入学年度限りとする。
- (2) 在学時採用奨学金は、年間授業料の全額又は半額相当額を減免するものとし、期間は当該年度限りとする。ただし、次年度以降も再度申請することができる。

（申請）

第6条 奨学金の申請は、次の各号のとおりとする。

- (1) 入学時採用奨学金は、申請を必要としない。
- (2) 在学時採用奨学金を受けようとする者は、所定の書類を学生課を通じて、学長に提出しなければならない。

（委員会）

第7条 奨学生の選考及び奨学金に関する諸事項を審議するため、奨学金委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は次の者をもって構成し、学生部長が委員長となる。

- (1) 学生部長
- (2) 各学部長及び教養部長
- (3) 事務局長
- (4) 庶務課長
- (5) 会計課長
- (6) 学生課長

3 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

4 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

（選考及び決定）

第8条 奨学生は、委員会の選考を経て、学長が決定する。

（取り消し）

第9条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、学長は奨学金の決定を取り消す。

- (1) 停学又は退学の処分を受けたとき。
- (2) 休学又は退学したとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。

2 奨学生が次の各号の一に該当するときは、学長は奨学金の決定を取り消すことができる。

- (1) 願書及び提出書類に虚偽の記載を行ったとき。
- (2) 奨学生としてふさわしくない行為があったとき。

3 前2項により奨学金の決定を取り消された者は、学籍を失った場合を除き、減免された金額をただちに納付しなければならない。

（所管）

第10条 この規程に基づく奨学金に関する事務は、学生部学生課が所管する。

（細則）

第11条 この規程の実施について必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規程は、1996年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、1999年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

○大阪経済法科大学課外活動奨励奨学金 規程細則

（1996年2月26日）
制 定

（趣旨）

第1条 この細則は、大阪経済法科大学課外活動奨励奨学金規程（以下「規程」という。）第11条により、奨学金について必要な事項を定めるものとする。

（募集）

第2条 在学時採用奨学金奨学生の募集は、毎年4月に行う。

（提出書類）

第3条 在学時採用奨学金を受けようとする者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書
- (2) スポーツ・文化活動における成績証明書及び活動報告書
- (3) 顧問・監督・部長の推薦状又はそれに準ずるもの

（採用通知）

第4条 奨学生の採用を決定したときは、本人に通知する。

（復籍者の扱い）

第5条 学費の滞納により除籍された奨学生が復籍する場合は、奨学金の決定が取り消されていないものとする。

附 則

この細則は、1996年4月1日から実施する。